

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

時事新報

第二千五百九十八號
明治廿三年三月十九日(水曜日)
舊曆庚寅正月廿九日(己亥)
日出版五時四十分
月出版五時五十分
半年出版三十一日
一年出版三十一日
(西曆一千八百九十年)

大演習實況報道委員派出

本月三十日より第三師管下に於て海陸聯合大演習の施行あるに付本社は特派委員數名を要所々々派出して其實況を詳細に讀者に報道す可し

時事新報定價
時事新報一年三百六十五日一日も休刊せず其代價選送廣告料へ左ノ如シ
一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百

一行五部活字並四部活字	一日限	二日以上	七日以上
一行二部活字	十二日限	十一日限	十日以上

農商務省

人間の慾は限りなきものにして一を得れば二を望むのみならず其既に得たるものは之を離して未だ曾て得ざるの風を起し向甚だしきは他より恩徳を蒙りながら其恩徳の事は黙々に附して痛に苦しめられたる其苦痛のみを計へて不平を唱らす者さへなきにあらず即ち凡俗普通の常情にして人間も亦自他勝手なるものと云ふ可し我輩は今人の俗情を抹殺せず十分に自他勝手なるものとして扱ふに廣く天下の公論を開かんと欲するは農商務省の設立以來今日に至るまで日本國中の農商民にして該省の恩徳を蒙りたる者有るや無きやの一事なり抑も農商務省は農業者工業者技術者漁獵山林地質礦山及び鑛業會社に關する事務を管理すと稱して省中に農務局以下凡そ九局を置き設立以來今日に至るまで九箇年の間に内の官制を改革し外に法令を頒布したるものと少なからず何れも皆民衆を勤めて其妨害たるものを除くの趣旨ある可し元來農商の事たる人民自利の心の自發するものなれば尙も其發達を妨るものは直接に間接に之を拂はざる可らず或は國家永遠の長計の爲めには有力無害なる新法を布いて殖産の根本を養はざる可らず大藏省は既に民力に有るものを集めて又散するものあれば農商務省は其民力の發生を導くものあれば國家に關する所或は大藏省よりも重しと云ふも不可なきが如し然るに不幸なるは過般岩村大臣の演説にもある如く省の設立以來未だ方針の一定するものなく之に加ふるに長官の更迭は頻りにして今日に至るまで同省に限りて是れと申す可き事務の繁りたるを見ず我輩の推量或は過言するやも知る可らずされども試に今天下の農商に向ひ汝等は九箇年以來農商務省の恩徳に浴して直接間接に便利を蒙り自家の生活營業に益したるものと云ふやと尋ねたらば然り徳澤を蒙りて云々を答ふる者は甚だ稀なる可し蓋し人の常情にして自家の自他勝手に

任せ、蒙りたる徳を黙々に附する者ならんかなれども我輩の所見に於ても其徳澤の所在を指點するも甚だ易からず然るに一方より觀察して従前同省の勢力より規則に由り條例より由り發生したるものを計れば營業社會を動かしたるもの甚だ少なからざるが如し共同運輸會社の創立も専ら同省の獎勵に依り其成行は三菱會社との大競争と爲り一轉して兩社合併と爲り今の日本郵船會社は八十八萬圓の補助金を得て僅に三菱會社の事を行ひ三菱の時代には二十五萬圓の補助を以て十分に出來たるものを共同運輸會社の一舉を以て其末は遂に八十八萬圓の費用と爲り前後の差六十三萬圓を以て年々國庫の累を成すと見れば隨分容易ならぬ事と云ふ可し又十州鹽田會社の事も農商務省にて民衆を保護せんとするの意に出でたるや疑なしと雖も扱ふれを實施するに當りて種々様々の苦情を生じ甲の利とする所は正しく乙の不利と爲りて幾年の久しき一地方鹽民の生計を失はしめ果ては止むを得ずして無規則の舊に復したりと雖も其鹽民は漁釣の報告と爲りて對年の難澁に續くに罰金を促がされ今後如何行可きや未だ知る可らず左なきだに渡世の易からざる貧民等が人為の規則に苦しめられて衣食の計を失ふとは誠に憐む可き次第にして平地の波も動搖せられたるものと云ふの外亦し又林區の制度は舊世の一要事たるに相違なしと雖も今日その制度の實地に適するや否やに就ては世上の議論甚だ少からず官民共に不慣の爲めに事の實に益なくして意外の邊々意外の弊害を生じたるものと益なきや利害相伴ふは人事に免れ難き所なれば山林法に就ての利益は能く其弊害と差引して餘利あるやなきや我輩の容易に答ふるも能はざる所のものなり又彼の有名あるブルースの一條は其弊害を如何するや大切な商賣の大利害を半空に懸けて歸する所を告げず夫れも新條例が我取引社會の實際に行はる可きものなれば舊法を改めて穩に新舊の交替も亦自から一説からん可れども其行ふ可らざるは既に己に人の知る所にして強ひて新法を用ひんとすれば竊に規則を犯すの外亦し斯くまでに分り切つたる事實を看過して商賣安を顧みざるが如き我輩は唯その理由の在る所を知るに苦しむのみ

左れば我輩も亦凡俗中の一人にして自他勝手の俗情に耽するものか自から知らざれば農商務省の設立以來その民衆に對する功徳恩澤を稱揚せんと欲して之を見出すと甚だ易からざるに反し其條例規則等の爲めに商賣上の不利を致して或は遂に國庫の累を爲し或は貧民の生計を辛くし或は商人の大損を蒙らざるは若々見る可きが如し國の不幸と云ふ可きのみならず而して此の不幸は必ずしも省の官吏その人の罪に非ずして實は我政治社會變遷の餘波と由て然るものと云はざるを得ず凡そ諸省の中に長官更迭の頻繁なる農商務省の如きはなし即ち政變の勢に從ひ止むを得ず更迭したるものと云ふ可きは蓋し未だ温ならずして新令尹の來るあり其間に省務の得失を詳にして民利の在る所を覓んとするも固より能くす可きに非ず然るに民間も苦しむ者以甲長官の椅子を占むるを見て大に望を屬し今度には必ず云々やらんと竊に窺する甲斐もなく其椅子は忍ち乙某の占る所と爲り甲乙丙丁殆んど限あるか政治の事情は固より錯雜にして隨て長官の心事も忙しく其本職たる省務を視る暇なかる可し我輩の深く察入る所なればも民衆の安否は天下の大事にして一日を等閑に附す可らず今岩村大臣も其就職日尙淺しと雖も地位は既定まりたるものとせば片時も猶豫せずして省務に一面目を改めんも望に堪へず若し然らずして九箇年來の習慣に依り事務不分明にして方針定まらず法令繁にして民衆安からざるが如きは國の爲めに大切な農商務省ありと雖も寧ろ斷じて廢省を報告するものあり

官報

朕作業會計法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
明治廿三年三月十七日
大藏 大臣伯耆松方正義

朕作業會計法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
明治廿三年三月十七日
大藏 大臣伯耆松方正義

朕作業會計法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
明治廿三年三月十七日
大藏 大臣伯耆松方正義

朕作業會計法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
明治廿三年三月十七日
大藏 大臣伯耆松方正義

朕作業會計法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
明治廿三年三月十七日
大藏 大臣伯耆松方正義

朕作業會計法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
明治廿三年三月十七日
大藏 大臣伯耆松方正義

朕作業會計法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
明治廿三年三月十七日
大藏 大臣伯耆松方正義

朕作業會計法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
明治廿三年三月十七日
大藏 大臣伯耆松方正義

朕作業會計法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
明治廿三年三月十七日
大藏 大臣伯耆松方正義

朕作業會計法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
明治廿三年三月十七日
大藏 大臣伯耆松方正義

朕作業會計法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
明治廿三年三月十七日
大藏 大臣伯耆松方正義

朕作業會計法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
明治廿三年三月十七日
大藏 大臣伯耆松方正義

朕作業會計法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
明治廿三年三月十七日
大藏 大臣伯耆松方正義

朕作業會計法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
明治廿三年三月十七日
大藏 大臣伯耆松方正義

朕作業會計法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
明治廿三年三月十七日
大藏 大臣伯耆松方正義

朕作業會計法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
明治廿三年三月十七日
大藏 大臣伯耆松方正義

朕作業會計法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
明治廿三年三月十七日
大藏 大臣伯耆松方正義

朕作業會計法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
明治廿三年三月十七日
大藏 大臣伯耆松方正義

朕作業會計法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
明治廿三年三月十七日
大藏 大臣伯耆松方正義

朕作業會計法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
明治廿三年三月十七日
大藏 大臣伯耆松方正義

朕作業會計法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
明治廿三年三月十七日
大藏 大臣伯耆松方正義

朕作業會計法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
明治廿三年三月十七日
大藏 大臣伯耆松方正義